

平成26年12月19日

介護予防支援事業所 管理者 様

長崎市長 田 上 富 久

(公印省略)

介護予防支援の基準条例の制定について(通知)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を地方自治体の条例で定めることとなりました。

本市においても、関係事業者等のご意見を伺いながら策定した条例案が、本市の平成26年11月議会において可決され、平成27年4月1日から施行されます。

この条例の条文と内容については下記のとおりです。なお、2に記載している事項は、本市の独自基準で、これまでの基準とは取扱いが異なりますので今後の事業運営にご留意をお願いいたします。

また、その他の条例の条項の運用については、これまでどおり厚生労働省令の基準の運用における厚生労働省通知等を適用することとします。

記

1 条例全文及び独自基準と省令との対照について

長崎市のホームページをご参照ください。

長崎市>事業者・産業振興>高齢者・介護保険・障害福祉>事業者へのお知らせ・関係法令>地域主権一括法等に基づく長崎市条例の制定(高齢者福祉)

2 本市の独自基準について

- (1) 長崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団を排除する旨の規定を追加(第3条、第32条関係)

事業所の指定及びその取消しについて、申請者(申請者が法人の場合はその役員)又

は事業所の管理者が暴力団員又は暴力団関係者である場合を欠格要件として追加しました。

(2) 介護予防サービス計画上に被爆者援護サービスを位置付ける旨を追加(第34条、第35条関係)

長崎市では要支援認定を受けておられる方の約4割が被爆者であることから、被爆者援護サービスを計画の中に位置づけることを明記しました。具体的なサービスとしては、原爆特別養護ホームの短期入所等です。

(3) 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長(第31条関係)

地方自治法において金銭債権の時効は「5年間」と規定されていることとの整合を図ります。条例の施行(平成27年4月1日)後の記録については、従前の「その完結の日から2年間保存」に加えて、介護報酬過払い金が生じた場合の返還請求の観点から、そのために必要な勤務体制に関する記録並びに第31条第2項第1号及び第2号の記録をサービス費の支払いを受けた日から5年間保存してください。

なお、第31条第3項に規定する記録については、電子媒体での保存も可能としますが、その場合は複数の磁気ディスクにバックアップをとる等データが消去されないように十分注意してください。

「参考」

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第34条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第34条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第34条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第34条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第34条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

3 前項の規定によるほか、指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス計画費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。